

プレス公表（運転保守状況）

公表日	2026年9月15日		
号機	7	件名	屋外 取水口エリアにおけるけが人の発生について（区分：Ⅲ）
【事象の発生】 2026年9月14日午前11時40分頃、7号機屋外取水口エリアにて、取水口の設備点検に伴い、角溝※(かくみぞ)に付着した貝を取り除く作業に従事していた協力企業作業員が、潜水中に右腕の手首付近が貝に触れて、切創し出血しました。 - このため、業務車にて医療機関へ搬送しました。 ※取水路にある角を入れるための断面がコの字型にへこんだ部分。取水路の設備点検において、海水を排水して作業をおこなう際に、角と呼ばれる鋼板を入れて水路を仕切る。 【対応状況】 ① - 医療機関での診察の結果「右手関節部挫創」と診断されました。 - 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。 (2026年9月15日にお知らせ済み)			

プレス公表（運転保守状況）

公表日	2026年9月17日		
号機	-	件名	大湊側屋外エリアにおけるけが人の発生について（区分：Ⅲ）
【事象の発生】 ・ 2026年9月14日午後10時50分頃、大湊側屋外エリアにて、資材の運搬作業に従事していた協力企業作業員が、仮置きしていたレールとレールの間に足が挟まり転倒し、左足を負傷しました。 ・ このため、2026年9月15日午前0時45分頃、業務車にて医療機関へ搬送しました。 ・ 本人に意識はありますが、自立歩行はできない状態でした。 【対応状況】 ② ・ 医療機関での診察の結果、「左足関節三果骨折」、「左腓骨骨幹部骨折」、「左第4趾基節骨骨折」、「左第2趾基節骨骨折」の4ヶ所骨折と診断されました。 ・ 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。 (2026年9月17日にお知らせ済み)			

プレス公表（運転保守状況）

公表日	2026年9月18日		
号機	6	件名	非常用ディーゼル発電機（B）不具合による運転上の制限の逸脱からの復帰について (区分：Ⅱ)
【事象の発生】 - 当所6号機の非常用ディーゼル発電機（以下、D／G）（B）の潤滑油に水分が混入したことから、9月10日、保安規定で要求される措置を講じた上で点検をしたところ、シリンダヘッドに不具合を確認しました。 - このため、同日午後0時17分、6号機および7号機の保安規定に定める以下の運転上の制限から逸脱したと判断し、保安規定で要求される措置を実施のうえ、点検を進めておりました。 6号機 保安規定第59条（3台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること） 7号機 保安規定第66条12-3（号炉間電力融通電気設備を使用した号炉間電力融通が動作可能であること） (2026年9月10日にお知らせ済み) ③ - 点検の結果、不具合があったのは、全18か所あるシリンダヘッドのうち、当初確認した1か所のみであり、当該シリンダヘッド以外の機器等については、D／G（B）の機能に影響するような異常は無かったため、当該シリンダヘッドを予備品に交換しています。 2026年9月17日、点検終了後に実施した確認運転において、当該D／G（B）が正常に動作したことから、同日午後9時21分に運転上の制限の逸脱からの復帰を判断しました。 【対応状況】 - シリンダヘッドに不具合が発生した原因について、引き続き、詳細な調査を進めてまいります。 (2026年9月18日にお知らせ済み)			

プレス公表（運転保守状況）

公表日	2026年9月24日		
号機	-	件名	貯水池エリアにおけるけが人の発生について（区分：Ⅲ）
④ 【事象の発生】 ・ 2026年9月18日午前10時25分頃、貯水池エリアにて大容量送水車の定例試験を実施していたところ、大容量送水車のホースが破断し、片付けのため待機していた協力企業作業員2名の足元に接触し、転倒・負傷しました。 ・ そのため、業務車にて医療機関へ搬送しました。 ・ なお、本人に意識はあり、出血はなく、自立歩行は可能な状態でした。 【対応状況】 ・ 医療機関での診察の結果、協力企業作業員のうち1名は「右第六肋骨骨折、脳しんとう」、もう1名は「右第四・五肋骨骨折、脳しんとう」と診断されました。 ・ 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。 (2026年9月24日にお知らせ済み)			

プレス公表（運転保守状況）

公表日	2026年10月2日		
号機	-	件名	屋外青山南通りエリアにおけるけが人の発生について（区分：Ⅲ）
⑤ 【事象の発生】 ・ 2026年9月16日午前10時31分頃、屋外青山南通りエリアにて、道路整備における排水用の集水桝の設置作業に従事していた協力企業作業員が、集水桝の中間梁の切断作業を実施していた際、エンジンカッターの刃が中間梁の切断面に挟み込まれ、その反動でエンジンカッターが跳ね返り、左上腕に刃が接触、出血しました。 ・ このため、午前10時38分に救急車を要請し、医療機関へ搬送しました。 ・ 本人に意識はあり、自立歩行は可能な状態でした。 【対応状況】 ・ 医療機関での診察の結果、「左上腕切創」と診断されました。 ・ 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。 (2026年10月2日にお知らせ済み)			

(参考) プレス公表 継続対応件名リスト

号機	－	件名	モニタリングポストの一時的な測定データ表示不良について（区分：Ⅲ）	公表日	2025年1月27日
号機	－	件名	海水モニタ、モニタリングポスト等の一時的な測定データ表示不良について （区分：Ⅲ）	公表日	2025年2月28日
号機	4	件名	運転員専用入退域室の扉（管理区域境界扉）の未施錠について（区分：Ⅲ）	公表日	2026年8月12日
号機	7	件名	タービン建屋（管理区域）における油漏れについて（区分：Ⅲ）	公表日	2026年9月8日